

武蔵野市のコミュニティ政策（政策定着期） —コミュニティセンター建設からコミュニティづくりへ—

高 田 昭 彦

目 次

はじめに コミュニティ政策基盤整備期後の展開	120
1. 第3期武蔵野市コミュニティ市民委員会	122
1-1. 「設置基準に関する現状と提言」	123
1-2. 「運営基準に関する現状と提言」	125
1-3. 「利用基準に関する現状と提言」	128
2. コミュニティセンター建設によるコミュニティづくり	131
2-1 コミュニティセンターの活動によるコミュニティづくり	131
2-2 「第二期武蔵野市長期計画」までのコミュニティセンターの建設	133
2-3 第4期コミュニティ市民委員会までのコミュニティセンター建設	136
3. 第4期武蔵野市コミュニティ市民委員会	138
3-1 第4期コミュニティ市民委員会の中間答申	139
3-2 第4期コミュニティ市民委員会の最終答申	140
4. 第5期武蔵野市コミュニティ市民委員会設定までの動き	143
4-1 コミュニティセンター建設計画の完成	143
4-2 第三期基本構想・長期計画におけるコミュニティづくり	145
4-3 武蔵野市職員によるコミュニティづくりの分析	147
5. 次稿に向けて	152
引用文献	153
年表	154

はじめに コミュニティ政策基盤整備期後の展開

コミュニティ政策基盤整備期の終了

前論文（「武蔵野市のコミュニティ政策——その基盤整備期（「コミュニティ構想」に込められた想い）」において、武蔵野市のコミュニティ政策の基盤整備期の時期を「第二期基本構想・長期計画」の策定段階（1981年2月）の後、第3期コミュニティ市民委員会発足（1982年9月）の前で区切ることを提案した（高田2011：105）。理由は、「第一期基本構想・長期計画」で「コミュニティ構想」を主導した佐藤竺の武蔵野市のコミュニティ政策づくりからの撤退と、「第二期基本構想・長期計画」において「コミュニティ構想」が完結したことである。つまり基盤整備期とは、「コミュニティ構想」が制度的に確立するまでの時期なのである。

前者に関しては、佐藤氏は既に、「第2期コミュニティ市民委員会」最後の「市長への提言」（1977年9月）において、「コミセンでの活動があちこちで活発化し、そこでの取りまとめ役の人たちが、多様な、時には利害の相反する地域の人々の間に立って苦勞して実践の中から経験を蓄積し始めたのを知って、（学識経験者としての自分に関して）もはや根無し草としては役目は終わった、出しゃばるべきではない」と考え、自らコミュニティ市民委員会の廃止を提案している（同：89）。

後者に関しては、「コミュニティ構想」の基本原則としての「自主三原則」がコミュニティづくりの基本原則としても明示され、「コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりに進もう」というコミュニティづくりの方向性とそのための諸施策が提示されたことが上げられる。これは「第二期長期計画の第二次改訂コミュニティ構想」と呼ばれている（『武蔵野市コミュニティ白書』1985：82）。

第二期長期計画におけるコミュニティの分析

第二期基本構想・長期計画で「コミュニティ構想」が完結したのであるが、実際には当時、コミュニティセンターやコミュニティづくりに関して様々な問題が生じていた。前論文第8章第3節で述べたように、第二期長期計画で「コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりへ」を掲げたのは、「コミセンの活動が管理運営中心となり、コミュニティの形成に向けて十分に機能していない」（『武蔵野百年史』1998：547）のを是正するためであった。

第2期武蔵野市コミュニティ市民委員会が「市長への提言」で、「コミュニティ市民委員会の廃止」と実際に活動している地元住民からなる「コミュニティ代表者会議（仮称）を設ける必要がある」とした時期（1977年9月）には、コミュニティセンターは2つしか完成していなかった。その後、「第二期長期計画」策定開始の時期（1979年9月）には、コミュニティセンターは5つが活動しており、策定終了の時期（1981年2月）には6つになっている。「第二期長期計画」には次のような問題点の指摘がある。

「コミュニティセンターの集会室の利用について、利用者の一定比率以上が武蔵野市民であること、1団体から月3回以上の予約申し込みを受けないこと、金銭の授受をしないことなどの利用基準が設けられている。この種のなんらかの利用規制が必要となっている事情は十分理解できるが、その適用があまりに機械的、画一的にすぎて利用者に不便となっている面もみられる。

そこでコミュニティセンター関係者がこれをもう少し柔軟なものに改めていくことを要望したい。また、その点で市とコミュニティ協議会との間に取り交わされている委託契約の文言ないし解釈に問題があるところはこれを改める。」(『第二期長期計画』1981:70)

このような問題に対処するために、同計画では「かつて存在したコミュニティ市民委員会を復活し、これにコミュニティ環境計画、各種の地域協定などのあり方・進め方についての討議を要請する。このコミュニティ市民委員会は現に設けられているコミュニティ研究連絡会の構成員の代表と専門家市民が参加した構成にするのが適当であろう」(同:73)としており、新たな「第3期コミュニティ市民委員会」を設ける事は既定の路線になっていたと言える。

武蔵野市長期計画の構成メンバー

また、その策定委員会の構成からも、「第一次長期計画」を引き継ぎ、さらに同じ方向への展開をうかがわせるものが見られる。委員長は明治大学の憲法学者吉田善明、副委員長には地方自治の専門家である東京大学の西尾勝、委員の中には第一期の策定委員である千葉大学の田畑貞寿は残っているが、佐藤竺(「地方自治あるいは地域開発の実証的研究の成果を着実に積み上げていた行政学者」(松下1999:203))、松下圭一(「自治体改革を提起し、シビルミニマムの空間システム化としての都市政策」(同)の専門家)、遠藤湘吉(「地方財政に明るく、国レベルを含めて幅広い活動をしていた」(同)財政学者)は既にもいない。しかしこの内、吉田、西尾、佐藤、松下は、「コミュニティ構想」の構想期当時武蔵野市に住んでいたことから密な交流があり、後藤市長を交えた武蔵野市の諸政策の検討もよくしていた(吉田2009)。そこで出たアイデアの一つが「コミュニティセンターのネットワーク構想」つまり「コミセンを地域の核としてネット計画をつくる」というものであり、「コミュニティ構想」に結実していく。

当時のものは、「①センターを設置して、ネット化をはかる。②センターの設置は、市民参加で企画する。③管理運営は自主的に行い、専任職員は置かない。④センター間には境界を設けない。(ブロックとして決める。)」(同)であり、そのためには武蔵野市民は、自立した「強い市民」でなければならず、役所さまさまの市民ではいけないと考えられていた。

従って武蔵野市の「長期計画」は、「第一期」が佐藤・松下、「第二期」が吉田・西尾を中心に組み立てられており、その初発は「コミュニティセンターのネットワーク構想」に貫かれた「学者参加」(同)のまちづくりだったと言える。それが武蔵野市のコミュニティ政策の基盤整備期であった。そこで次の段階は、「学者参加のまちづくり」を実質化する「市民参加のまちづくり」である

ことが予見できる。実際「第二期長期計画」が指摘している当時のコミュニティセンターに見られる運営上の問題点の数々は、「市民参加のまちづくり」の実現への道程に見られる様々なトラブルと言えるのではないだろうか。

ではその実態を掴むために、「第二期長期計画」が設置を要望していた「第3期武蔵野市コミュニティ市民委員会」の活動分析に入る。なお吉田善明は、1983年5月に市長が革新系の藤本政信から保守系の土屋政忠に代わったのを契機に身を引いたので、その後のコミュニティ施策は西尾勝が中心となっていく。

1. 第3期武蔵野市コミュニティ市民委員会

本委員会の報告（1984年8月）は、「われわれコミュニティ市民委員会は、1982年8月、前市長より委嘱を受け、以来2カ年にわたって、「コミュニティ構想」の現状を分析し、「コミュニティづくり」のあり方について討議してきました」という文章で始まる。この「コミュニティ構想」の現状の把握、すなわち「コミュニティ構想」が武蔵野市民にどの程度浸透し、それを基に建設されたコミュニティセンターがどういう利用のされ方をしているかを把握するために、2つの調査が実施された。一つが「武蔵野市コミュニティアンケート調査」（郵送調査、1983年10月実施、武蔵野市民成年男女を対象、発送数3013、回収率52.5%）、もう一つが「コミュニティセンターに関する実態調査」（対象は5つのコミュニティセンター、そこに保管されている3年間の資料調査1983年10-12月、1983年10月のセンター利用者全員への調査シートへの書込み調査、センターの利用状況と利用者居住地・利用時間区分調査）である。（この調査結果は、『武蔵野市コミュニティ白書』として1985年3月に公表されている。）

アンケート調査と実態調査

結果を簡単にまとめれば（『白書』：82-83）、先ずアンケート調査からは、

①「約半数の市民がセンターを利用した事がある」ことから、「センターは市民にとって身近に感じられる存在になってきたと言える」と捉えている。

②利用者は、「中・高年の女性の占める割合が高い一方で、若年層や男性の利用が少ない」。

③センターを利用した事のない人は、「センターの存在を知らない人」や「利用方法が分からないために利用していない人」が多い。従ってもっとセンターに関する情報提供が必要。

④センターがコミュニティづくりの原則（「自主参加」「自主企画」「自主管理」）で管理運営されていることをどの程度知っているかに関しては、「利用者は半数以上がこの原則を知っているものの、非利用者を含めると、知らないという答えが大きな割合を占める」。そこで今後コミュニティづくりやコミュニティ活動を「常に市民に対して呼びかける手段を講じなくてはならない」として

実態調査の結果からは、

①センターの利用率を左右する要因としては、「駅から近い場所や、市の中央の交通の便の良い場所に位置しているという立地条件や、体育施設のある大型センターといった施設規模等に依る条件」が大きい。

②「どのセンターでも女性が利用者の半数以上を占めていること、中・高齢層の利用が多い」。

③利用者の居住地調査からセンターを3つのタイプに分類できる。第一は「地域型センター：小規模であるが、地域に密着した利用のされ方をする」、第二は「全域型センター：市の中心や交通の便の良い場所に位置し、市内のあらゆる地域の人に利用される」、第三は「両タイプの中間型：体育施設のある大型センターであっても、市の中心には位置しないタイプ」。

④コミュニティ予想地区と現実の利用者居住エリアの関連では、「玉川上水と五日市街道を境界線とする3つの利用者ブロックができあがっていること」と「利用者居住エリアが町別、丁目ごとの範囲に集約され固まってきていること」が明らかになってきている。

また、アンケート調査の自由回答欄からは、「センターは単に貸部屋の機能しか果たさなく、利用者が固定化している」等との指摘をはじめ、受付窓口の不親切な対応、センター内のサークル活動についての広報不足、一部のサークルの独占的使用・ある意味で私有化の傾向、子どもに自由に使わせない、若向きのテーマを考えてほしい(同：23-28)など「いくつかの問題点がある」ことも明らかになってきている。

これらを踏まえ、「第3期武蔵野市コミュニティ市民委員会」報告は4部に分けられている。なお第1部は、上記の調査であり、『武蔵野市コミュニティ実態調査報告書』として別冊になっている。第2部から第4部は、現状、分析、提案の形で整然と述べられており、市民にとってのコミュニティセンターとコミュニティづくりの問題点をほぼ網羅し、それに答える形になっている。ちなみに構成は、第2部、市とコミュニティとの関係を中心に検討した「設置基準に関する現状と提言」。第3部、コミュニティの協議会のあり方を中心に検討した「運営基準に関する現状と提言」。第4部、協議会とコミュニティセンターを利用する市民との関係を中心に検討した「利用基準に関する現状と提言」となっている。

1-1. 「設置基準に関する現状と提言」

本節では「コミュニティ予想地区」、「コミュニティセンターの増設」、「コミュニティセンターの企画、設計、施工」、「管理運営の補助金」の4項目について、現状の紹介とその分析、それらを踏まえた委員会としての提言がなされている。ここではその提言を中心に見ていくことにしよう。

提言の内容

「コミュニティ予想地区」について

当面は現行の11地区とその区画割を維持していくのがよい。必要があれば、コミュニティセンターの設置が全市的にはほぼ完了した時点で、区画割の再編成を行なうことにするのが現実的であろう。（『第3期武蔵野市コミュニティ市民委員会報告書』第2部：5）

「コミュニティセンターの増設」について

中央北地区については、中央通りの東側（北町側）と中央通りの西側（緑町側）にそれぞれ小型館を1館建設すること。そして協議会を別個に組織する方法が検討に値するであろう。（同：7）（この提言は、東側に「けやきコミュニティセンター」、西側に「緑町コミュニティセンター」が建設され実現した。）

吉祥寺東地区には小型館1館しかないこととなり、この点が将来の問題となりうるけれども、それはその時点においてあらためて慎重に検討することとすべきである。（同：8）（この提言は、第4期コミュニティ市民委員会で慎重に検討され、「本宿コミュニティセンター」の建設として実現した。）

「コミュニティセンターの企画、設計、施工」について

今後増設するコミュニティセンターの企画、設計、施工にあたっては、ことに設計段階において、建築設計事務所と住民の間で双方向の協議を尽くすことが重要であるから、市当局は、両者の協議の機会を増すことにつとめなければならない。（同：9）

「管理運営の補助金」について

補助金の積算と交付にあたっては、コミュニティセンターの管理運営に直接かかる経費とその他の経費とを区分し、その他の経費は協議会に規模に応じて交付すべきである。（同：12）（この提言はコミュニティづくりのための「事業費等補助金」として実現した。）

また、図書を整備し、広報活動等を活発にすることで「コミュニティづくり」のための諸活動を充実していく必要上、補助金を増額すべきである。

コミュニティの仕事には2段階ある

ここで注目すべきは、「管理運営の補助金」に見られるように、「コミュニティセンターの管理運営の活動」と「コミュニティづくりのための諸活動」を分けて、その両方に補助金を出すように提言している点である。

委員会に依れば（同：4）、「コミュニティセンターは「コミュニティづくり」の拠点である」。また「「コミュニティづくり」の中核は、コミュニティ協議会である」。そして「コミュニティセンターの管理運営委員会は、コミュニティ協議会の一下部機関として位置づけられてきた」。だが「コミュニティの仕事がコミュニティセンターの管理運営にとどまっている間は、区域の問題はさほど

重要ではないが、「コミュニティづくり」活動の段階になると、区域問題は重要問題となってくる」と述べられている。

つまり「コミュニティの仕事」には2段階があり、始めの段階は「コミュニティセンターの管理運営」、次の段階は「コミュニティづくり」である。「コミュニティづくり」の拠点「コミュニティセンター」であり、その中核的担い手が「コミュニティ協議会」である。「コミュニティ協議会」は、一下部機関として「管理運営委員会」をもち、それが「コミュニティセンターの管理運営」を受け持ち、上位の「コミュニティ協議会」は「コミュニティづくり」に専念する。こうした「コミュニティの仕事」は「コミュニティセンター」を拠点に行われる。以上が委員会が示した「コミュニティづくり」の見取り図である。

1-2. 「運営基準に関する現状と提言」

本節では、「コミュニティづくり」、「コミュニティ組織のあり方」、「コミュニティセンターの管理運営のあり方」、「コミュニティ形成活動のあり方」の4項目について語られている。本委員会の提言の根幹部分である。

「コミュニティづくり」について

「コミュニティ構想」の究極目標は「コミュニティセンターづくり（コミュニティセンターの建設と運営）」ではなしに「コミュニティづくり」にあった（『第3期コミュニティ市民委員会報告』第3部：1）。しかし「すでに建設されたコミュニティセンターの活用をみると、コミュニティセンターの管理運営がコミュニティ協議会の活動のすべてであるかのような風潮がありはしないか」（同）。「もう一度「コミュニティ構想」の原点に戻って、コミュニティセンター建設後の「コミュニティづくり」のあり方について再点検し、「コミュニティづくり」の推進方策について検討を加えていくべきではないか」（同：2）と当委員会は問題提起を行い、より根本的にこの問題に取り組んでいく。すなわち「コミュニティづくり」とは何かである。

委員会は、「ここでは「コミュニティづくり」とは、コミュニティ（新しい地域社会）の組織化であり、コミュニティ施設の整備と活用であり、そしてコミュニティ形成活動の推進であると考え、「コミュニティづくり」を、コミュニティ組織のあり方、コミュニティセンター管理運営のあり方、そしてコミュニティ形成活動のあり方という三点から検討していくことにしたい」（同）と分析枠組みを示している。なおこの「コミュニティ組織」とは「コミュニティ協議会」を指している（同：5）。

そして分析を進める前に2点の確認をしている。1点目は、「[自主参加][自主企画][自主運営]は「コミュニティセンターづくり」の基本原則である以上に、「コミュニティづくり」そのものの基本原則として理解されるべきであろう」（同：2）ということ。2点目は、「コミュニティづくり」

に関する市（行政）の役割で、「[コミュニティづくり] それ自体は市民が自主的に行うべきことがらで」（同：3）あって、「市に対して期待されるのは、コミュニティ側からもとめがあったときに、このもとめに応じて「コミュニティづくり」に協力をしていけるような態勢を整えておく」（同）というものである。

「コミュニティ組織のあり方」について

「コミュニティ組織」、すなわち「コミュニティ協議会」を捉えるには、「[自主参加]の原則をどう考えるかによるところが大きい」（同：6）。「自主参加」の原則は、「事実上は強制加入に近い運用がなされている町会、PTAなど既成の地域住民組織との対比において確立されたものであるように思われる」（同）。それに対して、「コミュニティ（新しい地域社会）の場合には、「一方では参加を強要しないこと、他方では参加を拒まないこと」をもって、その組織原理にしようとしたのであろう」（同）として、「コミュニティの組織化について「自主参加」の原則が採用されたことは正しい方針であったと評価することができよう」（同：7）と結論づけている。

「自主参加」の原則を適用するのであれば、「コミュニティを会員制の自発的結社にしてしまうことも、理論上考える一つの方策」（同）であったが、武蔵野市のコミュニティにおいては「そのような方策は採用されなかった」。そして「（コミュニティ）協議会は、コミュニティ区域に居住する全住民を、少なくとも潜在的な参加資格者とするものとされ、協議会活動は、コミュニティ区域に居住する全住民の利益に沿う形で運営されるべきものとされたのである」（同）。そして「自主参加」の原則に則ったコミュニティ協議会は、「コミュニティ形成活動の意義を理解し、協議会活動に積極的に参加する意欲をもつ住民を拡大していくことが、協議会の重要な課題」（同：8）とされるようになった。

そのような協議会を活性化するための重要な方策としては、「第1に、参加者を拡大するための広報活動。第2に、町会、商店会、自主グループ等との連携強化（同：9）。第3に、協議会をコミュニティセンターの管理運営の雑務からできるだけ解放して、これを「コミュニティづくり」について話し合い、その方策を発案し提案していく場にして行くこと」（同）、を挙げている。

以上をもとに3つの提言を行っている。

- 1) 広報について……予算の不足が広報活動の隘路とならないように、協議会の予算決算において、広報費を独立の項目とする。（同）
- 2) 協議会の委員構成について……個々人の参加に加えて、選任基準において地域住民の組織する団体代表等を加えることについて検討することが望ましい。会長等特定の役職に就いては、一定回数以上の重任を禁ずる方策の採用も検討に値する。（この提言は後に多くのコミセンで会長等の役職者に任期制が導入され実現した。）
- 3) 協議会の活動内容の拡大について……協議会の活動をコミュニティセンターの管理運営以上のものに拡げていくためには、協議会の下にコミュニティセンターの管理運営以外の諸問題

を検討する企画部、地域対策部を設けるか、コミュニティセンターの日常的な管理運営は、役員会とかコミュニティセンター管理部などですべて処理してしまう態勢を整えるべきではないか。(同：10)

「コミュニティセンターの管理運営のあり方」について

コミュニティセンターの管理運営は、「部屋貸し」につきているわけではない。「コミュニティづくり」の拠点という観点から検討すると、会議室等の利用基準の問題以外にも、管理している空間の種類、各室の使用の形態について、委員会から次のような提案が行われている。

- 1) コミュニティセンターが「コミュニティづくり」の拠点としての意義を高めるために、他に事務所等をもっていない地域団体専用の郵便ボックス、ロッカー等を備えることを認めていく。
- 2) 青少年のコミュニティセンターの利用を拡大していくために、申し込みなしに利用可能な空間というべき個人共同利用室の設備を充実していく。
- 3) コミュニティセンターの存在そのものを広く市民一般に周知させるために、選挙の際の投票所、予防接種、健康診断、各種相談の場所としても活用されていくべき。市はコミュニティセンターについての「案内のしおり」を作成し、各センターでも独自の「案内のしおり」を作成することを求めたい。
- 4) 協議会と市が協働して「コミュニティづくり」を進めていく方策が開発されていかなければならない。例えば、催物類の企画実施について、児童館、市民会館、保健センターなどの市の専門館と提携して、その技術援助を受けるなり、その出張サービスを受けるといった方法が検討されてしかるべき。(⇒ここで「協働」という言葉が既に使われていることに注意！)
- 5) 窓口担当者と協議会委員の研修は、各協議会単位で行われるものに加えて、全市的に集団でも行われるべきであろう。特に窓口担当者に対する体系的な研修が重要。
- 6) 窓口業務の効率化、各室の申し込み状況、利用状況を迅速に一覧できるようにOA機器の導入について検討を始めるべき。

「コミュニティ形成活動のあり方」について

教室、講座類と催物類は、「コミュニティづくり」を直接的な目的にしているとはいえない(同：15)。また市民グループが多様に形成され、コミュニティセンターがにぎわっても、それで直ちに「コミュニティづくり」が進んだとはいわない。そう言えるためには、「市民グループ相互の間に交流が生まれ、それぞれが地域について考え、地域の連帯のために行動するようにならねばならない」(同)。ここで「コミュニティ形成活動」を列挙してみる。それは「コミュニティの連帯の形成を直接の目的にしている」(同)活動である。

- 1) つどい、話し合い、懇談会といった「話し合い」

2) 「広報」活動

3) 防災訓練、大掃除、清掃美化デー、ナイトハイクといった「行動」

これらの「話し合い」「広報」「行動」の他のコミュニティ形成活動を類型化すれば、(同：16)

- ①町内美化、ゴミの分別収集、資源のリサイクル活動など、自主的な地域活動の推進。
- ②青少年の健全育成、在宅福祉などのためのボランティア活動のネットワーク形成。
- ③生活道路の交通規制協定、広告、騒音の自主規制協定、地域緑化協定、建築協定など、各種の住民協定の推進。
- ④コミュニティセンターの自主管理と同様に、児童遊園、児童公園の自主管理、「学校開放」への参画など、各種のコミュニティ施設の自主管理。
- ⑤コミュニティ区域内において改善を要する諸問題についての実態を調査し、コミュニティカルテを作成するとか、これらの諸問題についての改善方策について討議し世論づくりにつとめるとか、あるいは市において改善すべき事項について提案するなど、町づくりに関するコミュニティ改善計画の立案と提案。

以上を踏まえて次のような提案が行われている。

- 1) 現状では、コミュニティ形成活動の類型①と②に属するものに留まっているが、今後は③、④、⑤のような形態も考えうるのではないか。
- 2) 類型②では青少年の健全育成に関するものが多いが、在宅福祉のためのボランティア・ネットワークの形成も、今後の極めて重要な課題。
- 3) 協議会は調査し討論して行動の「しくみ」を発案し提案するけれども、その実施・行動は、町会、PTA、老人クラブなど他団体に期待するといった形態が取り入れられていくべきではないか。
- 4) 市の側もコミュニティ側（協議会）の熱意に応じてその活動に協力できるような態勢を整えなければならない。例：補助金での運営費と活動費を区分し、コミュニティ形成活動に要する経費を公認する。市として協力できるコミュニティ形成活動のメニューを用意する。技術援助を行いうるようなコミュニティワーカー（広報づくりの専門家など）の人材バンクを整える。

1-3. 「利用基準に関する現状と提言」

ここでは、「全コミュニティセンターの「使用のきまり」とその運用実態を調査し、これについて全市民的な立場で再検討してみる」（『第3期コミュニティ市民委員会報告』第4部：1）。検討する項目は、「休館日」、「開館時間」、「使用時間帯の区分」、「利用できる者」、「使用申込手続」、「月間利用回数または定例的使用」、「入館手続（名簿記載要件）」、「未成年者の利用に関する諸条件」、「禁止事項（とくに非営利要件）」、「冠婚葬祭および災害時の一時避難のための利用」についての

10 項目である。

ところで、「武蔵野市のコミュニティセンターの管理運営は、「使用のきまり」の制定まで含めて」(同)、各コミュニティ管理運営機関の「自主運営」に委ねている。しかし、「コミュニティセンターは市当局が一定の政策方針 (= 「コミュニティ構想」) に基づいて公金を充当して設置した「公の施設」であり、市当局はこの「コミュニティ構想」に従って必要かつ適当と認める一定の制約条件を付している」(同: 2)。そして「「公の施設」である以上、広く市民一般も全コミュニティセンターのあり方について発言する資格をもっている」(同)。ただし、「「自主運営」の基本原則に立つ以上、「使用のきまり」とその運用を改正し改善する決定権限をもつのは各コミュニティ管理運営機関に参加する市民のみである」(同: 3)。従って「我々市民一般に残されている手段」は、「我々の意見を各コミュニティ管理運営機関に伝え、これを参考にさせていただくことを通して、「使用のきまり」の自主的な再検討が行われることを期待することである」(同)。本節での提言も「このような基本認識に立って書かれている」。

以下が当委員会の提言である。

利用基準 10 項目への提言

「休館日」

格別に改善すべきことはない。(同: 5)

「開館時間」

実質的な使用時間帯を 21 時にまで近づける方法について検討を期待したい。(10 分前や 30 分前で閉館するコミュニティセンターに対して) (同: 6)

「使用時間帯の区分」

使用時間帯区分の統一が可能かコミュニティ研究連絡会などの場で検討されることを期待する。(同: 6)

「利用できる者」

「利用できる者は武蔵野市民およびこれに準ずる者」とした上で「市民優先」の原則(会合の責任者・申込者が市民、ならびに市内の行政関係団体が主催)を定め、加えて「地域住民優先」を定めておけばよい。この点は「市当局の側で原則と解釈を明確にし、全コミュニティ管理運営機関に対して指導することを望みたい」(同: 9)。それ以外が「これに準ずる者の利用」になるが、できるだけゆるやかに運用していくべき(同: 10)。

「使用申込手続」

「1ヶ月前の日から」、「2ヶ月前の日から」が何日を意味するかの運用の統一について、コミュニティ研究連絡会等で統一の可能性について検討されること。(同: 12)

「月間利用回数または定例的使用」

老人クラブ、子ども会など明確に地域性をもつ団体は、「例外扱い」をしていくべき。これは

「コミュニティ市民委員会として要望しておきたい」（同：14）。

「入館手続（「名簿記載要件）」

団体による利用の場合、会合の責任者の住所、氏名、電話番号、参加人数で足りる。名簿記載要件は、利用者の人権に関わるので、市当局が一定の指導指針を確立し、全コミュニティ管理運営機関にその遵守を要請することを望みたい。（同：16）

「未成年者の利用に関する諸条件」

青少年の利用の拡大は当委員会の課題でもあるので、各コミュニティ管理運営機関の賢明なる判断に委ねておきたい。（同：18）

「禁止事項（とくに「非営利要件）」

「各コミュニティ管理運営機関はこの制約条件を忠実に遵守しようとして」、「この思いがいささか過剰になっているところも現れてきているように思われる」（同：20）

まず「市当局は、全体的に禁止されるべきであると認める必要最小限の行為類型（絶対的禁止事項）をできる限り具体的に列挙し、これを全コミュニティ管理運営機関に事例として提示するべき」（同：20）。

「各館では、先の絶対的禁止事項にそれぞれが自主的に定めた任意的禁止事項を追加したものが、禁止されることになる」（同：21）。

「月謝、受講料、会費等は市当局が条例においていうところの「営利を目的とする行為」には該当しないことを、まずもって明確にすべきであろう」（同）。

「教授を営利にしている団体もしくは教授を日常の稼業としている講師が主催し、生徒を募集して行う教室、講座等は任意的禁止事項に指定し、非営利団体もしくは自主グループが主催し、会員を募集して行う講座、学習会等は、金銭の授受の有無、程度に関わりなく、できるだけ広く許容していくことが望ましい」（同：22）

「いずれにしろ、利用者と館との交流、意見交換、協議を活発にして、「コミュニティづくり」というコミュニティセンター設置の究極目的について、正しい理解を拡げていくことが肝要である」（同）。

「冠婚葬祭および災害時の一時避難のための利用」

「コミュニティセンターに、それが冠婚葬祭および災害時の一時避難の宿泊場所として利用されてこそ、はじめて真のコミュニティ施設であると思う」。しかし「この点の判断は、従前どおり、各コミュニティ管理運営機関に委ねられるべきであろう」（同：23）。

本報告は、「第二期長期計画」で述べられた「コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりへ」の内容を具体的に明らかにした「コミュニティづくり」のマニュアルとも言うべきものであり、当時の勃興しつつあった「自主三原則」を奉じた市民による「市民参加のコミュニティづくり」に対する、「学者参加」の立場からする修正コメントと言える。ただしいずれにも市民主体の

コミュニティづくりという基本的立場は貫かれている。

この後は、市民主体の本格的なコミュニティ協議会によるコミュニティづくりが始まる。

2. コミュニティセンター建設によるコミュニティづくり

第3期コミュニティ市民委員会提言のその後

第4期武蔵野市コミュニティ市民委員会は、1998年10月11日、「武蔵野市コミュニティ市民委員会要綱」において、次の4項目の事項について市長から諮問されて発足した。（『第4期武蔵野市コミュニティ市民委員会 最終答申』1990：88）

- (1) コミュニティセンターの配置計画に関すること。
- (2) コミュニティセンターの管理運営に関すること。
- (3) コミュニティづくりに関すること。
- (4) その他のコミュニティの推進に関すること。

そしてその最終答申の中で、「諮問事項のほとんどすべての問題については、既に第3期武蔵野市コミュニティ市民委員会がその検討を行い詳細な問題点の指摘を行っている」（同：1）。従って「本委員会では、これをふまえつつ諸問題の解決や改善についての、より具体的な指摘を行いたいと考えている」（同）と述べている。

このことは、コミュニティセンター関連の問題点の指摘とその解決の指針は、既に第3期武蔵野市コミュニティ市民委員会が行った、しかし未だ実際にはそれらの問題点は解消されていなかった、ということを示している。つまり第4期武蔵野市コミュニティ市民委員会は、コミュニティセンターによる地域のコミュニティづくりが目に見える成果を出していないと言っているのである。ではこの間、どのようなコミュニティづくりが行われていたのか。

第3期武蔵野市コミュニティ市民委員会では、「第二期長期計画」での「コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりへ」を踏まえて、「コミュニティセンターの活用をこえた地域対策の試み」として「コミュニティ形成活動」を具体的に示している（『第3期武蔵野市コミュニティ市民委員会報告』：15-16、前節で述べた）。では各コミュニティセンターでの主立ったコミュニティづくりと言える活動（＝「コミュニティ形成活動」）を見ていく。

2-1. コミュニティセンターの活動によるコミュニティづくり

コミュニティ市民会議方式

まず押さえておかなければならないことは、コミュニティセンター建設自体がコミュニティづくりになっていることである。「コミュニティ構想」に基づく『長期計画第一次調整計画』の第4章の(2)「市民施設のネット・ワーク計画」の⑥において、「コミュニティ施設については、重点的に

用地の確保を図るとともに、逐次計画的にその整備をおこなう。コミュニティは、市民が自発的な活動をとおしてつくりあげるものであり、市民の積極的な参加による地域市民会議の発足を期待する」（『長期計画第一次調整計画』1974：14）とある。

この「地域市民会議」は、「長期計画第二次調整計画」では第4章「市民自治の展開」において「市民自治の4つの武蔵野方式」の(3)「コミュニティ市民会議方式」として説明されている（『長期計画第二次調整計画』1977：23）。そこでは「各地区のコミュニティ市民会議には、コミュニティ・センターの建設計画の立案、その自主的な管理運営だけでなく、『地域生活環境指標』等を活用した、自主的なコミュニティ改善計画の立案と自主活動を期待する」（同：25）とある。つまりコミュニティセンター建設にあたっては、その地区の住民が計画過程から参加し、建設後はその管理・運営に加えて、そのコミュニティ改善の自主活動を行っていくことが期待されていたのである。

境南コミセンと西久保コミセン

例えば、コミュニティセンター建設の第1号である境南コミュニティセンターは1976年7月にオープンしたのであるが、『市報特集号』での呼びかけに応じて、5つの町目からの実行委員と、数十に及ぶ各種団体から選出された代表とで、境南コミセンの建設推進委員会を結成（1974年11月）。40回に及ぶ会合を重ねて自主的に基本設計を練り上げた（1975年11月）」（『武蔵野百年史』2000：554）。また、コミセン建設で影響を受ける周辺住民に対しては、「建設推進委員会が、直接にあたって日照や騒音問題を解決した」（同）。また、最初の第一回市民会議の開催（1974年8月）から境南コミセンのオープンまででは、「住民集会73回に及び10日に1度の会合を持ったことになる」（『武蔵野市のコミュニティ』1998：27）。

一方、1977年1月にオープンしたコミセン第2号である西久保コミュニティセンターでは、「地元で自発的に結成された建設促進委員会が、基本設計まで33回も会合を重ね、隣地の強硬な反対に手を焼いた。同意のないまま、着工に踏み切る」（同：557）。しかし「1976年4月から5月にかけて東西南北近隣住宅13世帯に対し、個々に説明し、同意書を受ける」（『コミュニティセンターづくりの記録』1977：36）とある。また、「第一回目の会合（1975年2月）から落成までに78回の会合を持つ。身障者への優しい設計をめざした」（『武蔵野市のコミュニティ』：27）ともある。

このようにコミュニティセンター建設を目的として集まった住民たちは、自ら基本設計をつくり、建設後はコミュニティセンターの管理・運営を担っていくようになる。この事態を佐藤竺は、「コミセンの活動があちこちで活発化し、そこでの取りまとめ役の人たちが多様な、時には利害の相反する地域の人々の間に立って苦労して実践の中から経験を蓄積し始めた」（『武蔵野百年史』2000：549）と評している。

2-2. 「第二期武蔵野市長期計画」までのコミュニティセンターの建設

さて建設されたコミュニティセンターを年代順に見ていこう。まず「コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりに進もう」を第4番目の方針に掲げた「第二期武蔵野市長期計画」(1981年)までに建設されたコミュニティセンターを確認しておく。

7つのコミュニティセンターの建設

コミュニティセンターの第1号館と第2号館は、さきほど記述した境南コミュニティセンターと西久保コミュニティセンターである。境南コミセンは、本体工事価格1億3060万円、付帯工事8000万円、建物1089㎡。体育館も付属した大型館である。ここは建設推進委員会が管理運営に携わるコミュニティ協議会に移行する時には、「どこの団体にも属さない個人が自由に参加できるように呼びかけ」(同:555)を行った。

西久保コミセンは、本体工事価格1億6300万円、建物1432㎡の大型館である。ここは「1973年度の自治省のモデルコミュニティの指定を受け、特別の融資枠で単独事業債が許可され、用地の起債もすんなり認可されていた」が、「1973年以降の財政悪化のもとで、1975年度までに終了する予定だった小学校の鉄筋化が残り、その分コミセンへの着工が先送りされた」(同:556)という事情がある。また障がい者用のエレベーターを、「第2期コミュニティ市民委員会」が市長に強く要請し、補正予算1500万円で設置されたというエピソードもある。

第3号館は1978年4月にオープンした吉祥寺東コミュニティセンターである。ここは元野田九浦画伯の住宅をできるだけそのまま残したので、建物は205㎡と小型である。「反対者の同意が最後まで取れなかったが、市長と(第2期)コミュニティ市民委員会は着工に踏み切った」(同:559)という経緯がある。「協議会の参加はすべて個人とし、11人の固定の運営委員と若干の自由参加の委員とで管理運営に当たって」(同)いた。休館日は、市の清掃作業に支障のないようにするという約束で「年中無休」にした。(現在は毎月第4水曜日と年末年始を休んでいる。)

同月、後に中央コミュニティセンターの管理運営の組み込まれた中町集会所がオープンした。「地元の自主管理で」やっていくので、「中町の元八丁駐在所跡地に」「クラブ活動や老人の憩いの場」(同:558)となる集会所をという請願が採択され、建設費3328万円で205㎡という小型館が建てられた。この特徴は夜11時まで開館時間を延長することができることと、葬儀ができる(武蔵野市で最初)ことである。

第4号館は1979年6月1日にオープンした吉祥寺北コミュニティセンターである。本体工事価格1億4890万円、付帯工事8000万円で、1395㎡。体育館も付いた大型館である。車イスも乗れる11人用のエレベーターもある。ここは「2000本までボトルが収容可能なパブが設けられ、勤め帰りにイギリスの本場同様地域の人々が酒をたしなみながら交流が図れるというので大変な評判となり、NHKテレビで全国で紹介されたりしたが、やがて消えてしまった」（同：561）というエピソードもある。また「営利行為として設置が市から反対された自動販売機も置く」（同）ことにもなった。開館時工期に遅れが出て、「新年度の学童保育に使えない」（同）というトラブルも発生している。特徴としては、「運営委員は50人と多く、その人たちの中からすべて事務（窓口）担当者が出る」（同：562）という運営方法を採用している。

同月16日には、5号館となる本町コミュニティセンターがオープンしている。建設費1億2264万円、507㎡、元登記所跡の小型館。ここの特徴は、「風紀上憂慮すべき地域（旧近鉄裏ピンク街）」に市民施設を設置することで、半径400m以内には新たに風俗営業店を建てられないようにしようという請願が出され、その市民施設を「地元と協議し、コミセンとすることとした」（同：563）という経緯がある。「ピンク街にあるため酔っぱらいが紛れ込む恐れがあるから、パートではなく正規の職員を置けとの要求が出たが」（同）、住民による自主管理というやり方は崩していない。

第6号館は、1980年6月にオープンした八幡町コミュニティセンターである。ここには元、「八幡町4丁目の都営分譲団地の中に都が建設した集会場」（同：564）があった。それを同団地の自治会「親和会」が1961年に譲り受けた。さらに1978年3月、「老朽化したので改築したいので、市に土地を寄付するからコミセンとして改築してほしいという請願」（同）が市議会に提出され、採択された。建設費4500万円、197㎡の小型館である。後に規模が小さすぎて活動に支障が生じるとして、第6期コミュニティ市民委員会に移転・新築の要望書を出している。（そこで移転・新築が認められた。）

続く第7号館は、1981年5月にオープンした関前コミュニティセンターである。ここは用地買収に2億142万円、建設費1億3000万円、建物783㎡の大型館である（同：564）。元はコミュニティセンター建設の予想地区で最も建設が必要とされる「緊急度A」の「中央西地区」であったが、1973年に予想地区が11になったとき「西久保地区」と「関前地区」に分けられた。前者には西久保コミセンが1977年1月に建設されたが、後者は用地取得が1979年12月までずれ込んで建設が遅れた。

この後、1981年6月に「第二期長期構想・長期計画」がスタートする。そこでは、「第一期長期計画」が提案した「地域生活単位の構成」はその「第一次調整計画」の中で、「コミュニティセンター

づくりを中心にしたコミュニティ構想に発展した」(『第二期長期構想・長期計画』1981:50)と述べられている。つまり「構想」のコミュニティづくりがコミュニティセンターづくりとして発展したと捉えられている。それは上記7つのコミュニティセンターの建設に裏付けられている。

この動きは次のようにまとめられている。「武蔵野市のコミュニティ構想は、歩きながら考え、考えながら前進してきたといえる。予想地区割案も当初の8地区から11地区案に変わった。中町、吉祥寺本町、八幡町などに小型センター分散方式をとり入れた。新しいものにはロビー方式が導入され、開放的な利用に供されている」(同)。そして、この中で「武蔵野市のコミュニティ構想の基本原則(「自主参加」、「自主企画」、「自主運営」)はしっかりと確立された」(同)と胸を張る。

7つのコミュニティセンター建設後の解決すべき課題

しかしコミュニティセンターには、7つのコミュニティセンター建設という現実の前でも、いろいろと問題が生じていた。「はじめに」で述べた部分を再録すると、

「コミュニティセンターの集会室の利用について、利用者の一定比率以上が武蔵野市民であること、1団体から月3回以上の予約申し込みを受けないこと、金銭の授受をしないことなどの利用基準が設けられている。この種のなんらかの利用規制が必要となっている事情は十分理解できるが、その適用があまりに機械的、画一的にすぎて利用者に不便となっている面もみられる。

そこでコミュニティセンター関係者がこれをもう少し柔軟なものに改めていくことを要望したい。また、その点で市とコミュニティ協議会との間に取り交わされている委託契約の文言ないし解釈に問題があるところはこれを改める。」(『第二期長期計画』:70)と提案している。

また「コミュニティ構想にも(それを本当に実現するには……筆者)課題が残されている」(同:51)と指摘している。それは次の3点である。

「①残されている予想地区にコミュニティセンターの建設を促し、コミュニティ構想を全市的に完成すること。

②コミュニティセンターを全体的に増設していくなかで、コミュニティセンターの利用基準をももう少し柔軟なものに変えていくこと。

③コミュニティセンターの建設・管理をこえた、もっと広い意味でのコミュニティの形成、コミュニティ活動の拡大について、市民と市政が共に、「歩きながら考え、考えながら前進する」こと」(同)である。

これらを解決すべき課題として指摘するということは、つまり、建設された7つのコミュニティセンターを見ても、「コミュニティ構想」を実現するまでには到達していない、だからこの3点を目標に頑張ってもらいたいということである。

2-3. 第4期コミュニティ市民委員会までのコミュニティセンター建設

さらにコミュニティづくりに繋がるコミュニティセンターの建設を辿っていこう。

続いて建設された4つのコミセン

続く第8号館は、1982年2月にオープンした御殿山コミュニティセンターである。これは総建築費1億1800万円、建物602㎡の中型館である（同：565）。最初のコミュニティセンター建設の予想地区では「吉祥寺西地区」に含まれていたが、1977年に「吉祥寺南地区」に移し、さらに中央線の南側地域に限定して誕生したものである。町内会が強く高齢者が多いことが、活動にも反映されている。

第9号館は、不要になった旧市役所の西庁舎を1億1200万円をかけてコミセンとして生まれ変わらせた中央コミュニティセンターである。1982年2月にオープンした建物1348㎡の大型館である。最初の予想地区では「中央東」地区であったが、そこに小型館の中町集会所が既に出来ていたため、合わせて「中央地区」として「1地区1協議会」が2施設を管理運営することになった。これはイレギュラーであるため、コミュニティセンター条例（1976年7月制定）の別表第1のコミュニティセンターの項に追加される時、「今後は1センター1協議会にすべしとの付帯決議」を付けられることになった。

第10号館は、1982年4月にオープンした桜堤コミュニティセンターである。ここは「地元が住宅公団から買収した児童公園を、1958年に市に寄付されていた。その40坪の木造家屋を地元の親睦会が集会所として利用していたが、その改築を要望する請願が、1979年12月の市議会で採択された」。この請願は、その集会所をコミュニティセンターとして改築することを求めたものである。このコミュニティ予想地区（「境北地区」）には、既に関前コミュニティセンターが建設されているが、桜堤地区の老人が五日市街道を越えて関前コミュニティセンターに行くのは無理ではないかということで、新たな小型館が認められた。建設費は5800万円、建物は344㎡である。

ここまで10館のコミュニティセンターがオープンしたところで、1982年9月「第3期武蔵野市コミュニティ市民委員会」が発足した。それが最終の報告書を出すのが1984年8月20日。この間にできたコミュニティセンターは、第11号館目の吉祥寺南町コミュニティセンターだけである。

吉祥寺南町の地域は約6000世帯あるが、「利用する駅が3駅（吉祥寺駅、西荻窪駅、三鷹台駅）と三方に分かれていて、凝集力としてのコミセンが欲しいという意向は市議会でも表明されていた」（同：566）。しかし同地域には「公会堂があることを理由にコミセンの緊急度はC」（同）であった。そのとき前進座が敷地918㎡を提供したので、話が一気に進み、総工費3億3000万円、建物1482㎡の大型館として、1983年3月にオープンした。この地域は閑静な住宅街であると同時に井

の頭通り沿いの路線商店街があり、そのバラエティを生かしてこの後活発なコミュニティづくりを行っていく。

第3期武蔵野市コミュニティ市民委員会は、「コミュニティセンターは「コミュニティづくり」の拠点であり、……「コミュニティづくり」の中核はコミュニティ協議会である」（『第3期武蔵野市コミュニティ市民委員会報告』第2部：4）と捉えている。そこで第二期長期計画の「コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりへ」という課題を実現するために、地域の核となるコミュニティセンターを管理・運営しているコミュニティ協議会が、コミュニティづくりへと踏み出すためにはどんな方策が必要かを、まず実態調査をした。その上で、コミュニティセンターの「設置基準」、「運営基準」、「利用基準」それぞれに対して、詳細な現状分析と解決のための提言を行った。具体的には第1節で述べた通りである。つまり11館のコミュニティセンターがオープンしたこの段階でも、「コミュニティ構想」の実現には至っていない。

さらに2つのコミセンの建設

第3期武蔵野市コミュニティ市民委員会の後、1986年10月に第12号館として緑町コミュニティセンターがオープンし、1987年4月に第13号館として西部コミュニティセンターがオープンしている。

緑町コミュニティセンターは、第3期武蔵野市コミュニティ市民委員会が「中央北地区については、中央通りの東側（北町側）と中央通りの西側（緑町側）にそれぞれ小型館を1館建設すること、そして協議会を別個に組織する方法が検討に値するであろう」（同：7）という提言を受けて、緑町側に建設されたコミュニティセンターである。建築費1億3933万円、建物534㎡の中型館である。当時中央北地区は、11のコミュニティ予想地区のうちまだコミュニティセンターが未設置の地域で、「北町の住宅地と、緑町団地と、北浦の昔からのまとまりとから構成された地区で、地域的な一体性をづくりだしにくいところ」（同）と捉えられていた。また緑町にゴミ焼却施設であるクリーンセンターを建設したので、地域の核となるコミュニティセンターの早期建設決定は、「地元還元施設」の意味も含まれていた。しかし、反対の北町側にコミュニティセンター（けやきコミュニティセンター）がオープンするには、1989年12月を待たねばならなかった。

西部コミュニティセンターは、建築費3億9459万円、建物1500㎡の体育館も備えた大型館である。これについても第3期コミュニティ市民委員会は「桜堤地区でも、第2館目の建設をめざす活動が行われており、候補地が浮上している。だが、この候補地は、境地区と桜堤地区の接点というべき位置に所在しており、ここに建設する場合には、桜堤地区と境地区を統合するか否かが問われる。両地区を統合する前提でなければ、この候補地は適地とは言いがたいので、その取り扱いには慎重を要する」（同）と分析している。ここは最初の8つのコミュニティ予想地区では「境北地区」として一つであり、次の11地区に増やした時に「桜堤地区」と「境地区」に分けられた。「桜堤地区」には既に桜堤コミュニティセンターが建設されている。しかしこの地区は五日市街道で分断さ

れており、五日市街道の南側の「桜堤地区」の高齢者が北側の「桜堤地区」にある桜堤コミセンに行くには困難が伴う。従ってそれがカバーしない「桜堤地区」の残りの部分と「境地区」を合わせたエリアで西部コミュニティセンターは誕生した。（参考：8地区は1971年の「コミュニティ構想」、11地区は1973年の第1期市民委員会、11地区の一部修正は1977年の第2期市民委員会において。『武蔵野市のコミュニティ』：24-26。）

これで13のコミュニティセンターが建設され、それぞれ自分たちの地域でコミュニティづくりを進めていくのであるが、第3期武蔵野市コミュニティ市民委員会が指摘した第1節で挙げた問題はまだ残っている。コミュニティセンターの配置、補助金の出し方、コミュニティセンターの管理運営の仕方等についてのよう残された問題の解決は、現実のコミュニティセンターの活動の中ではカバーできない。それらを検討するためには、コミュニティセンター活動の現場を知っている市民と、その活動を支援している行政と、まとめ役の学識経験者が加わった専門の委員会が必要になる。

また第二期長期計画第二次調整計画（1989年3月）においても、「コミュニティ構想の再検討」の項（『第二期長期計画第二次調整計画』：47）で、「コミュニティセンター、協議会、研究連絡会の運営、組織問題等について、また圏域の見直し（新たな館の建設問題を含む）、保健センター・児童館・図書館・総合体育館などの専門館との関連のあり方については、すでに1988年10月に設置したコミュニティ市民委員会において検討し実施に移していく」（同：48）とあるように、専門委員会の役割と名称が具体的に書かれている。これが第4期武蔵野市コミュニティ市民委員会である。

3. 第4期武蔵野市コミュニティ市民委員会

第4期武蔵野市コミュニティ市民委員会は、1988年10月11日に始まり、その時の市長から提示された諮問事項は、前節の最初に示したように次の4つであった（「武蔵野市コミュニティ市民委員会要綱」より）。

- (1) コミュニティセンターの配置計画に関すること。
- (2) コミュニティセンターの管理運営に関すること。
- (3) コミュニティづくりに関すること。
- (4) その他のコミュニティの推進に関すること。

それに対して第4期武蔵野市コミュニティ市民委員会がその最終答申で答えた内容は、報告書の目次にある次の4項目である。

1. コミュニティセンターの配置計画と設備の改善
2. コミュニティセンター管理運営のための指針

3. コミュニティセンター管理運営補助金の問題
4. 専門館等とコミュニティセンターとの提携

諮問事項と答申の目次とはそれぞれ対応しており、答申は諮問内容をより具体的に表していることが分かる。

3-1. 第4期コミュニティ市民委員会の中間答申

「吉祥寺東地区」には、吉祥寺東コミュニティセンター（通称「九浦の家」）が1978年4月にオープンしているが、205㎡の小型館であると同時に、地理的にも東に偏っている。そこでコミュニティ活動のためには当初から地区内にもう一つコミセンがほしいという要望があった。それに対して第3期コミュニティ市民委員会は、コミュニティセンターの全市的な配置が一応完了すれば「吉祥寺東地区には小型館1館しかないことになり、この点が将来の問題となりうるけれども、それはその時点においてあらためて慎重に検討することとすべきである」（『第3期コミュニティ市民委員会報告書』第2部：8）と先送りした。

吉祥寺東町第二コミセンの建設

しかし再び、1987年6月に市議会に吉祥寺東町第二コミセン建設の請願が提出され、同年9月に採択された。また新たに設定される市民委員会にも、1988年9月「吉祥寺東コミュニティ協議会代表と東町第二コミセンをつくる会代表の連名で」（『(第4期)武蔵野市コミュニティ市民委員会最終答申』：84）要望書が提示された。この時の要望書では、「吉祥寺東地区を1つの生活圏と考え、2館1協議会の方式を選んでいる」（同：85）。この形を委員会は「コミュニティ形成の見地から望ましいもの」と捉えていた。

だが1975年吉祥寺東コミュニティセンター建設計画の時点で、地区の東に偏在していることは分かっていたし、「市側が中規模館の建設を奨めたにもかかわらず、九浦の家の佇まい保存のために小規模館の建設が地域の住民の自主的決定によりなされた」（同）という経緯がある。従って「この地区のコミュニティセンター建設の問題はすべて解決したと考えられても無理からぬところ」（同）とも言える。もし建設を許可すれば、「1コミュニティ地区各1館の原則」は崩れ、1コミュニティ地区に2館となる。

だが「1コミュニティ地区2館」の地区は既に存在する。中央地区（コミセンは中央と中町集会所……このみ協議会は1つ）、関前地区（コミセンは関前と八幡町）、吉祥寺南地区（コミセンは吉祥寺南町と御殿山）、吉祥寺西地区（コミセンは本町と吉祥寺西）、中央北地区（コミセンは緑町とけやき）の5地区である。これらは「1コミュニティ地区の中に生活圏との関係から、サブコミュニティ地区が2つ存在し、それを単位として独立した協議会が結成され、新コミュニティセンターの運営に当たっている例」（同：83）である。

また市が吉祥寺東町3丁目に941.96㎡の土地を購入しており、そこは送電線の鉄塔下であるが建築技術的には問題がない（同：86）。第二コミュニティセンター建設を要求している吉祥寺東地区の住民も、この土地での建設を希望している。

以上により第二コミセン建設を許可するのに問題はなさそうであるが、ここで第4期コミュニティ市民委員会は決定的な理由を挙げた。「コミュニティセンターの利用人口密度を便宜的に、各地区の人口とコミュニティセンターの延床面積によって算出」（同：85）したのである。11のコミュニティ地区で比較して多い順に並べてみると、「吉祥寺東地区46.00人、中央北地区15.57人、境地区12.94人……吉祥寺北地区5.10人、桜堤地区3.64人」となり、吉祥寺東地区が「異常な過密さ」を示している。しかし「もし600㎡～700㎡のコミュニティセンターが増設されるならば、この地域のコミュニティセンター利用人口密度は13.14人に減少する」（同）。このことをもって第4期コミュニティ市民委員会は、吉祥寺東町第二コミュニティセンター建設を是とした。

さらに、この建設は「早急に解決すべき問題と判断いたしますので、ここにとくに中間答申を提出いたします」（同：80）と、1989年11月1日に市長宛に「武蔵野市コミュニティ市民委員会中間答申の提出について」という文書を最終答申の前に提出した。

そして中間答申の最後に、「残された問題」として、「コミュニティセンターがコミュニティづくりの拠点であるという当初の理念を忘れることなく、コミュニティセンターが単なる貸室の機能のみを目標とするものではないということを常に念頭におき、他の専門館や市と関係を持つ諸施設との地域的関連などにも配慮しつつ、長期的ヴィジョンのもとに今後のプランを検討する必要がある」（同：86）という文章で結んだ。その内容は、第4期コミュニティ市民委員会の最終答申で述べられている。

3-2. 第4期コミュニティ市民委員会の最終答申

市長から諮問された(1)「コミュニティセンターの配置計画に関すること」は上記の中間答申で結論を得た。そして「本宿コミュニティセンター（仮称）を含めた17館体制のもと、……本委員会はこの17館建設で、一応のコミュニティセンター建設計画が完了したと見るべきものと考えている」（同：3）としている。

残りは3項目であるが、その結論を得る前に、1989年9月の1ヶ月間に「コミュニティセンターの利用実態に関するアンケート調査」を実施した。これは、各コミュニティセンター（当時は15館）を利用した団体の代表者にアンケートを配り、原則として当日回収したものである。回収総数は807票、回収率は約6.5%であった。具体的には、コミセンを利用した曜日、利用した時間帯、利用人数、利用した施設、コミセン主催事業への参加状況、主催事業をどう考えているか、住民総会への参加経験、管理運営についての理解度などを尋ねている。

加えて、「実際にコミュニティセンターの運営に携わっているコミュニティ協議会の意見を求め

るため、コミュニティ研究連絡会と本委員会との懇談会を開催した」(同：1)。これは1990年5月のことである。

営利行為の禁止について

これらの実態調査を踏まえて、諮問(2)「コミュニティセンターの管理運営に関すること」に対しては、開館日、開館時間、利用申込の時期と優先利用、利用者名簿記入、営利行為の禁止について提言している。その中でも「営利行為の禁止」に関しては、「恒常的にコミュニティセンターという無料施設を使用して利益を上げている例もあると聞く」(同：12)という事態に対応しようとするものであるが、「何を営利行為とするかの解釈はすこぶる難しい問題」(同：7)なので、時間をかけて議論した。その結果、営利行為による利用として次の3つを認定した。

- ①商品の販売または宣伝およびそれらを目的とする会合。
- ②入場券または整理券を発行することにより、料金を徴収するような会合。
- ③教材または茶菓などの実費以外に定期的に講師謝礼を徴収する会合。

以上を禁止とする。しかし実際の禁止は「各コミュニティセンターが行うのが望ましい」と判断したので、「ただし、上記3項目についてコミュニティ協議会が特に認めた会合は除くものとする」という一文を付け加えた。

ではなぜ実際の判断を各コミュニティセンターに委ねたのか、その理由は武蔵野市におけるコミュニティづくりの基本原則、「自主三原則」(自主参加、自主企画、自主運営)にある。つまり「コミュニティセンターの管理運営はあくまでも地域住民の自主管理に委ねられるという昭和40年代末の設置当初からの理念」(同：1)を尊重するコミュニティ市民委員会としては、コミュニティ協議会に何か指針を示して指導することは「コミュニティセンター設立以来の自主管理の基本原則に抵触することにもなりかねない」(同：4)。従って「ここで本委員会が提示するものはあくまでも指針に過ぎないのであって、各コミュニティ協議会が採用するか否かは、それぞれの自主的決定に委ねられるべきであることは当然のことである」(同)と述べられている。

2種類の補助金

続いて諮問(3)「コミュニティづくりに関すること」では、第3期コミュニティ市民委員会が出した「管理運営の補助金」の項で述べられた「補助金の積算と交付にあたっては、コミュニティセンターの管理運営に直接かかる経費とその他の経費とを区分し、その他の経費は協議会の規模に応じて交付すべきである」(『第3期コミュニティ市民委員会報告』：12)を受けて、「その他の経費」を「コミュニティ活動活性化のため」の「特別事業費」として「補助金を新設する」(『第4期コミュニティ市民委員会最終答申』：8)ことを提案した。

これは、「市が特別事業費を計上し、各コミュニティ協議会の特別事業費請求にもとづき、毎年数館に重点配分行う」(同)こととし、具体的には「年間280万円程度(1館70万円×4館程度)

の補助金を新設する」(同)ものとした。これは各コミュニティ協議会が行う「コミュニティセンターの管理運営」ではなく、「コミュニティづくり」の企画に遣われる。(これは1993年度から実施されている。)

専門館とコミセンの連携

最後の諮問(4)「その他コミュニティの推進に関すること」では、「専門館等とコミュニティセンターとの提携」が提言された。つまり「コミュニティ協議会の事業内容いかんによっては、市の他の専門館、すなわち保健センター、児童館、図書館、総合体育館、野外活動センター、市民社会福祉協議会および福祉公社等と提携する必要が生ずる」(同：9)。そして「このようなケースが今後増加することが予想される」からである。コミュニティセンターの図書利用に関して図書館や、高齢者に関わる様々な問題では市民社会福祉協議会等との具体的な連携については、コミュニティ研究連絡会との協議の場を持つことを提案している。そのためには「まず、各コミュニティセンターの年間事業をコミュニティ研究連絡会で調整することが望ましい」(同)としている。

コミュニティづくりに関する市民委員会からの要望

委員会に要請された諮問への回答は以上の通りであるが、最後の「答申を結ぶにあたって」で書かれている内容を列挙し、この時点での武蔵野市のコミュニティづくり活動と市民委員会からの要望の確認とすることにしよう。(同：10-12)

「コミュニティセンターはコミュニティ形成のための拠点であり、その運営については「自主参加」「自主管理」「自主企画」という本市のコミュニティ構想の基本原理は貫かれてきている」。

「コミュニティ協議会が積極的に、例えば自主企画の可能性などを示して地域住民の参加を強く呼びかける必要がある」。

コミュニティセンターの利用者でも「それを単なる“市営の貸部屋”としてしか認識しておらず、地域住民自身による自主運営に委ねられているという点は、一般には意外に知られていない」。

「コミュニティ協議会の自主企画が少しでも実りあるものとなるように財政的に、市がさらにバックアップすべきである」。

「貸部屋の役割は、……コミュニティセンター設置の原理からいって、二次的なものと位置づけざるをえない」。

「吉祥寺東町に第二のコミュニティセンター設置の必要性を示したが、利用人口密度の数値から、この17館目の設置をもって、コミュニティセンターの配置計画は終了すべきものと考えている」。

「今後はコミュニティセンターに関しては、設備の改善や充実にとどめるべきものと思われる」。

「全体的にはコミュニティセンターの運営はコミュニティ協議会の自主管理に委ねられており、市も可能な限り協議会の自主性を尊重すべきであることはいうまでもない」。

「コミュニティセンターのコミュニティづくりの中核としての役割は、より重要視される必要が

ある」。

そして最後に「コミュニティ協議会には他の専門館や市の関係機関、さらには住民諸団体と密接な連絡を保ちつつ、地域住民のニーズに答えるべく積極的なコミュニティづくりへの努力に期待するとともに、地域住民の参加を一人でも増やすような方策をとることを強く望むものである」としている。

4. 第5期武蔵野市コミュニティ市民委員会設定までの動き

第3期と第4期のコミュニティ市民委員会で、コミュニティセンター運営の方向とコミュニティづくりの内容は定まったと言える。後はそこに盛り込まれたコミュニティ市民委員会からの要望を地道に実現していけば、武蔵野市のコミュニティづくりは達成されるはずであった。しかし現実にはなかなかそうはならなかった。また、世紀の変わり目を意識するのに並行して、コミュニティづくりを、原則まで含めて、21世紀的に再規定(リニューアル)しようという動きが武蔵野市に生じてきた。

一方で、1990年代は社会的に大きな変化が起きたときである。具体的にはバブル経済崩壊と並んで、企業の社会貢献活動、ボランティア、市民公益活動、阪神・淡路大震災、特定非営利活動推進法(NPO法)など、いわゆる「新しい公共」を担う新しい勢力が登場してきた。これらは、既存の地域の市民団体と呼応して、共にコミュニティづくりを行っていく新しい勢力でもある。従ってコミュニティづくりの担い手は大幅に拡大した。

本節では、まず第4期コミュニティ市民委員会後(1990年11月～)のコミュニティづくりの現状を、最後に出来た3つのコミセン、第三期基本構想・長期計画で言及されているコミュニティづくり、行政が分析したコミュニティづくりに関する『報告書』等によって確認していく。

4-1. コミュニティセンター建設計画の完成

第4期コミュニティ市民委員会(1988年10月～1990年11月)が開かれている間に2つのコミュニティセンターがオープンした。1つ目は吉祥寺西コミュニティセンターで、2つ目はけやきコミュニティセンターである。いずれも委員会がスタートした時には、既に建設中であった。

最後に建設された3つのコミセン

吉祥寺西コミュニティセンターは、建設費3億650万円、建物912㎡で、1989年2月にオープンした。エリアは本町2・3・4丁目を中心としている。学童保育室を備えていることが特徴である。センターの活動としては、華道・茶道・書道・囲碁・アレンジフラワーの主催教室、こどもの日映画会、草取り活動、「オムツ縫い」の社会奉仕活動、毎週の地域健康クラブ、折り紙教室など。そ

して高齢者対象のデイケアである「ケアグループ本町」が発足（1991年11月）と同時にここに拠点を置いた。これと共催で「ひなまつりのつどい」、高齢者対象の「あじさいひろば」を開始し、センターの事業としては「コミュニティわいわい広場」（年1回）、幼児・小学生対象の「あそぼうよ」、「あるこうかい」、パソコン学習会などを行っている。福祉活動と関係が深く、一中地区地域福祉活動推進協議会の発足に伴い、その「西地区」の拠点をコミセン内に置き（1997年）、一中地区が3分割されると「吉祥寺西地域福祉活動推進協議会」（吉西福祉の会）となり（2001年）、2004年には「ケアグループ本町」が吉西福祉の会に統合され、吉祥寺西コミュニティ協議会はそれと手を携えて地域福祉を推進している。

けやきコミュニティセンターは、建設費2億1437万円、建物576㎡で、1989年12月にオープンした。この特徴は、これまでのように市が用地を確保しその後住民にコミュニティ市民会議（建設準備会）の立ち上げを呼びかけたのではなく、コミュニティセンターをつくってほしいという住民たちの活動が先行していたことである。この地域は北町5丁目を含んでおり、そこはゴミ焼却施設であるクリーンセンターを市が設置しようとした場所であり、その周辺の住民たちは、より適切なクリーンセンター建設用地を探す運動を展開し、市に最初の案を撤回させた経験がある。その運動の時、住民たちが集まる場所さがしにとっても苦労したので、住民が自由に集まることの出来るコミュニティ構想にもあるコミュニティセンターをここにも建てて欲しいと1982年に運動が始まった。

当初の動機は「これまでのようなコミセンならいらない」、もっと「ユニークなコミセンをつくる」ということで、設計も市に任せるのではなく、自分たちの想いを実現してくれる設計者（早坂洋：岩崎ちひろ美術館の設計者）に直接頼んだ。しかし緑町コミセンとの予算の競合やマスコミ報道をめぐる市長との対立などがあり、建設までに7年を費やすことになった。この経緯は市民による自主三原則の実行情例として別稿（高田1994:71-90）で論じている。

このような熱い建設過程があっても、センターが建設されその管理・運営が市民に任されることになる、活動のルーティン化は避けられない。しかし「けやき」はそれを克服するために、常に活動の原点（自主三原則の実行）を想起させるいくつかのループを用意した。そしてその活動に「けやき」全体で取り組んだ。具体的には「「けやき」の心やあり方を持続し発展させる」ための「けやき学舎」（1991年）、「まちに出よう、人をつなごう」をテーマにした「おもしろ発見会議」（1993年）、地域のタウンウォッチングから発展した「まち発見」（防災・福祉・施設・環境）（1995年）、世代を超えた地域のコミュニティづくりを見据えた「いいまち創ろう」（1996年）と続く。近年では、開館20周年を迎えるにあたっての様々なイベントを連ねた「けやきコミュニティセンター20周年特集」（2009年）、「けやき学舎」をより充実させた「けやき塾」（2012年）がある。また「けやき」内で個々の市民活動が生まれる手助け（この指とまれ方式でメンバーを募集する）をする「まちづくり局」（1998年）も生まれており、現在12グループが登録されている。

一方、「けやき」全体で取り組むイベントは年3回で、5月の「けやきまつり」、8月の「夏まつり」、1月「ドンド焼き」である。運営委員は必ずいずれかを担当しなければならない。

本宿コミュニティセンターは、建設費3億1570万円、建物720㎡で、1992年2月にオープンした最後のコミセンである。建設の経緯は3-1で述べた通りである。高齢者と子どもにも焦点を合わせて、毎月の「健康マージャン」、毎月の「パソコン学習会」、夏と冬の「ダンスパーティー」、年4回の「フラワーアレンジメント」、こども家庭課と共催の「親子ひろば」、幼児と小学生低学年を対象とした「子ども劇場」、桜堤児童館と共催の「わいわい広場」、小学生対象の「クリスマス会」などを行っている。またコミ研連のネットワーク事業として、吉祥寺東と吉祥寺南町のコミセンと協働で「むさしの地区外環問題協議会」にも参加している。最大のイベントは11月の本宿コミセン祭りである。

以上の17館で武蔵野市のコミュニティセンター建設は終了した。各コミセンを管理運営するコミュニティ協議会は、その地域のコミュニティづくりの核と見なされている。コミュニティづくりをいかなる方法で行っていけばよいか、コミセン建設終了後に出た第三期基本構想・長期計画を見よう。

4-2. 第三期基本構想・長期計画におけるコミュニティづくり

第三期基本構想・長期計画(1993年5月)においてコミュニティに関連する部分を確認しよう。まず「基本構想」においては、「センターづくりからコミュニティづくりへ、地域での様々な課題に、住民自らの責任と判断で取り組むことになる。これを支援するため、総合体育館、市民文化会館、保健センターなど、専門館との連携を強化する」(『第三期基本構想・長期計画』1993:33)とある。この部分は第4期コミュニティ市民委員会を受け継いでいる。しかし新しい部分も加わる。それが「子どもを核とする、新たなコミュニティの場として、学校開放を進めるとともに、地域活動の原動力となる、ボランティアへの支援を強める」(同)である。

コミュニティづくりの新しい領域

ここでは、「コミュニティづくり」に取り組むこと、それはセンターづくりを超えて「地域の様々な課題」に取り組むこと、その主体は「自らの責任と判断」を備えた「住民」であることという方向性を示すと同時に、「新たなコミュニティの場」として「学校開放」とボランティアによる地域活動を加えている。つまりコミュニティづくりは、コミュニティセンターだけではなく、「学校開放」の場やボランティアによる地域活動の場でも行われると拡張されている。

コミュニティづくりの現状を具体的に説明しているのが、次の「長期計画」である。そこでは、

「コミュニティセンターの17館設置が完了し、コミュニティ施策推進の拠点づくりは整った。これからは、市民が自らの力でコミュニティづくりを進めていく段階に入る」（同：69）とある。つまりハードなコミュニティセンターづくりは完了した、これからは市民によるソフトなコミュニティづくりが始まる。これが当時のコミュニティづくりの段階である。

さらに「コミュニティセンターにおいては、三原則（自主参加・自主企画・自主運営）を維持しつつ、本格的な地域活動が展開されることを期待したい」（同）と述べ、センターを担うコミュニティ協議会に、センターの管理運営だけでなく「本格的な地域活動」に進むことを「期待」している。しかし逆に言えば、「期待」という言葉を使っているのは、この段階でも多くのコミュニティ協議会はまだ「本格的な地域活動」を行っていないということを暗示している。

続いて「コミュニティづくりが進むと地域での様々な問題に、市民自らの責任と判断で対応していくことになる。その意味では『生涯学習』の場としても重要な役割を持っている」（同）として、コミュニティづくりが「生涯学習」の場になることも示している。

新しいコミュニティづくりの領域への取り組み

それではこれらの場にどうやってコミュニティづくりを進めていけばよいか。まずコミュニティセンター関連では、第1に、「コミュニティ研究連絡会の機能の充実」。そこではコミュニティセンター同士が「相互の協力によって共通の課題解決や活性化を進めていく」（同）。第2は、「コミュニティセンターへの協力態勢の強化」。これは行政が「コミュニティセンター活動を支援するために、必要な協力を引き続き行っていく」（同）ことと、コミュニティセンターの「維持管理を計画的に進める」ことである。第3は、「専門館との連携の強化」。コミュニティセンターは「専門的な技術や知識を持たない」ため、「コミュニティ活動を幅広いものとするには、体育館、図書館、児童館……などの専門館からの人的、物的支援が必要」（同）になるし、専門館はそのための態勢を整えておく。

コミュニティセンター関連以外のコミュニティづくりに関しては、第1に「学校施設開放によるコミュニティづくり」を挙げる。ここでは「学校施設開放を中心とした、子どもの育成や地域活動の展開」を期待している。第2は「ボランティア活動によるコミュニティづくり」である。ここでは「ボランティア活動を支援する情報提供や、斡旋の仕組みを総合的に整備していく」（同）とある。

以上の施策は、「第二期長期計画第二次調整計画」（1988年）で述べた「11地区16館構想の実現が近づきつつあることを踏まえて、今後の力点を本格的なコミュニティづくりに移行していく」（『第二期長期計画第二次調整計画』：47）という内容をより明確化したものと言える。

しかし「第二期長期計画第一次調整計画」（1985年）でも、「コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりに進もう」と述べられており、その内容は「コミュニティセンターの利用基準については再検討を求めながら、コミュニティ構想の完成に努め、合わせて自主的で多様な地域協定の締結など、広い意味でのコミュニティ活動を促進する」（『第二期長期計画第一次調整計画』：

5) とある。ここでの「コミュニティづくり」は、地域協定などのコミュニティ活動が念頭に置かれている。つまり第三期長期計画に進むにつれて、コミュニティづくりの場の明確化に論点が移行し、その場におけるソフトの形成(地域協定など)は前面に出なくなっている。またコミュニティづくりの具体的な成果については言及されていない。

そしてもう一つの問題は、「自主三原則」はコミュニティづくりの三原則として認められたが、「コミュニティ構想」自体をコミュニティづくりにどう反映させるのかというものである。

4-3. 武蔵野市職員によるコミュニティづくりの分析

「時代は自由で多様な市民による公益活動への参加という方向に動きながら、先駆的理想を掲げて出発した本市のコミュニティが全体としては対応しきれていないという一種の閉塞感を生み出している」(『報告書：成熟社会におけるコミュニティの在り方』1998:9)、これが武蔵野市職員から見た1990年代後半のコミュニティづくりの現状であった。

現在のコミュニティづくりの活動は、何か見えない壁にぶつかっており、そこから抜け出せないでいる。抜け出すためにはコミュニティづくりの根本である「コミュニティ構想」から考え直して、成熟社会と言われる日本が経験したバブル崩壊、阪神・淡路大震災、ボランティアの勃興、新しい市民公益活動・NPOへの注目など新たに生まれた事態への対応を踏まえた、コミュニティづくりの再定義をしなければならないのではないかと。

コミュニティづくり再考の2つの報告書

このような危機感をもった若手の職員たちが、武蔵野市のコミュニティを再考するために2冊の冊子をつくった。1冊目は1988年9月発行の『報告書：成熟社会におけるコミュニティの在り方』、2冊目は同年12月発行の『武蔵野市のコミュニティ』である。発行者は、前者は「武蔵野市職員コミュニティ研究会」、後者は「武蔵野市生活文化課」となっている。「武蔵野市職員コミュニティ研究会」は、事務局を「生活文化課」が担い、座長が生活文化課課長で、コミュニティの関連部署(企画課、広報課、防災課、商工経済課、(都市開発)計画課、環境対策課、高齢者福祉課、障害者福祉課、児童課、生涯学習課)から係長クラスがメンバーとして出席している。

2冊目の『武蔵野市のコミュニティ』は、「コミュニティ構想」、3つの「長期計画」、4つの「コミュニティ市民委員会」の答申から、コミュニティ関係の原文の抜粋を載せると同時に、個別の説明として「コミュニティ地区」、「市民参加の武蔵野方式」、「コミセンの協議会別人口比較」、「コミュニティセンター一覧表」、「コミュニティセンター条例」等も載せている。コミュニティを考える上での資料集である。従って、当時コミュニティの担当は「生活文化課」であったことを考慮すると、この2冊目は1冊目をつくる時の資料をまとめたものではないかと思われる。コンパクトにまとめており、武蔵野市のコミュニティを考える上では役に立つ。

一方、1冊目の「報告書：成熟社会におけるコミュニティの在り方」を出した「武蔵野市職員コミュニティ研究会」は、「1976年に最初のコミュニティセンターが開設してから満20年を経過したことを機会に」（同：1）1996年8月に発足した。報告書に付けられた説明文によると、

「本報告書は、武蔵野市のコミュニティについて研究する為に、関連する部課職員が横断的にチームを編成し、1996年8月～1998年8月の2年間に亘り、新世紀の「成熟社会におけるコミュニティの在り方」について研究したものです。

「コミュニティ構想」を出発点としている武蔵野市のコミュニティのこれまでと現状を検証し、スタート時の理念、社会状況などの変化、現在における時代の要請などを重ね合わせて考えると、何らかのリニューアルが迫られているのではないかとの視点にたち、職員の立場から現状の成果の上に立って研究をしたものであります。」

と、この研究会結成の経緯と研究の視点が述べられている。

この報告書を、リニューアルの必要性、コミセン側の現状とその解決方向、行政側の現状とその解決方向の3点から見ていき、市職員の目から見た武蔵野市のコミュニティづくりの問題点を押さえておく。

「コミュニティ構想」のリニューアル

そこでまず問題にされているのは「コミュニティ構想」のリニューアルの必要性である。それは、「構想」が策定された時代と現在の「成熟社会」との比較による時代状況の変化が大きいことにある。その変化とは何か？

まず「市民生活の基礎単位」に関して。「構想」では「コミュニティ」を想定しているが、「成熟社会では、基礎単位が多様化しており」（同：11）、「“地域”に対する住民ニーズも多様化してきている」（同）と捉える。

次にコミュニティづくりの主体となる「市民」に関して。「構想」では「市民」を「全人格的にコミュニティにかかわり、理性的討論によって共通の利益を見出していく層」というように「理念型としての市民のみに依拠した構想」になっているが、「現実の市民生活には多様な価値観が存在している」と指摘する。

第3にコミュニティ活動に関して。武蔵野市の現状のように「同質性の高い住民が中心となるコミュニティ活動」では、「構想」で述べられた「開かれた開放的都市空間」は「形成されにくい」とする。開放的にするためには、「コミュニティ活動の異質・多様化を許容する広がり保障」が必要になる。その理由は「多様性、多元性こそが豊かで活力ある地域社会の源泉」であるからと捉えられている。

第4に新世紀間近という時期に関して。既に述べたように、職員コミュニティ研究会は「最初の

コミュニティセンターが開設してから満20年を経過したことを機会に」1996年8月に発足した。またこの時期は、21世紀への転換を間近に控えており、これまでの政策を考え直して21世紀に備えようとしていた時期でもある。

その具体的試みは、1998年7月に立ち上げられた「新世紀の課題に対応するための考え方や施策案について提言する委員会」(『市報むさしの』1999年4月15日号:1)である。これは4つの委員会から成り、コミュニティづくりに関する部分は、「地域を豊かに耕す委員会」での提言6「コミュニティセンターのあり方を点検し、コミュニティづくりへの改善策を検討する場を設ける」(同:4)である。ここでは「“コミュニティ構想”から四半世紀を経た経験に基づき、再度“コミュニティ”のあり方、その中でのコミセンの役割について考える」(同)とある。コミュニティ関連部署の市の職員は、このことを先取りし、「リニューアル」と表現したと思われる。

ただし「リニューアル」の程度は、「コミュニティ構想の基本理念を継承発展させ、また、策定後20年を経て存在する“現状”をより構想に近づけるために、追加型のリニューアルを検討すべき」(『報告書:成熟社会におけるコミュニティのあり方』:11)としており、「コミュニティ構想」は守った上で、それが未だ実現されていない“現状”から逆投射し、追加的に「構想」に修正を加えるというものである。

次に、コミセン側の現状とその解決方向である。

コミセン側の現状とその解決方向

職員コミュニティ研究会が理想と考えているコミュニティとは、「課題に応じて自由に入出入りする市民たちの、結果としての地域集合体」(同:2)であり、理想のコミュニティセンターとは、「NPO(市民公益)活動が、多様に地域単位で展開されていて、その活動拠点、ネットワーク拠点として道具(ツール)として機能する」(同)というものである。

しかし現状はどうか? 地域住民で構成される市からコミュニティセンターの管理・運営を委託された「コミュニティ協議会」が、「館」を持つ強みで“コミュニティセンター”を足場として、地域全体に関する活動の、唯一の呼び掛け者になってしまうという構図が出来ていて、その結果「福祉から防災まで地域意思決定の最高機関であるかのように見える」(同:3)ようになっている。そして問題なのは、地域全体に関するはずの「協議会」が、「館」の運営・管理に過度に責任感を発揮するため、本来期待されていた「コミュニティづくり」がおろそかになっているという点である。

『報告書』ではこのことを、第二期基本構想・長期計画(1981年に策定)において、「コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりに進もう」ということが計画の6つの方針の1つに取り上げられていることに注目する。つまり既に「この時点で、コミュニティ構想の理想と現実のずれがおきていた」(同:5)と捉える。そしてこの方針は、「(解決できずに)第三期基本構想・基本計画(1993年から2004年)にも“コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりへ”という全く同じ表現で受け継がれてしまった」(同)のである。

また、コミュニティセンターの管理・運営の仕方にも問題がある。「コミュニティセンターを親睦と演芸の拠点としてしかとらえていないように見える協議会」（同：4）が存在する。こういう協議会は、「内在的地域活動の欲求がなく、顔見知りの仲間内で自由に使える地域の集会所が欲しかったから運動した」という経緯のあるところに多い。

その結果「自主三原則」を主張するコミセン側にとって、「自主運営とは館の運営を念頭においての言葉であり、活性化とは“館を運営する協議会”の活性化ということ」（同：6）になっていると指摘している。そうなった問題点は、「ハードの建設、管理運営への関与を出発点とした後、協議会の役割が一部を除いてはコミュニティのソフトづくりの方向へ移行していかなかった点」（同）にあると分析している。そして、「多くの館が20年前の感覚で運営されていった結果、コミュニティセンターが今の市民感覚とずれを生じ、広く一般市民みんなのものとなっていない状況を生んでいる」と結論づけている。

なお、「コミュニティセンターを親睦と演芸の拠点としてしかとらえていない」ところに対しては、「従来の趣味の集いなどの自主事業などは、徐々に住民の活動として支援しながら自立した活動に転換させ、協議会は、本来のコミュニティ活動のためにエネルギーを使っていく」（同：16）と提言している。

だが、コミュニティ協議会の「これまでの実績」も認めている。第1に、「全市的に展開されている複合施設を基本的に住民だけで運営しているという先駆例」（同：7）であること。第2に、「地域福祉、防災、児童対策など」の「地域単位の施策展開の担い手となってきた」こと。第3に、「地域住民の多様な活動、心の拠り所としての機能を果たしてきた」ことである。

今後の「成熟社会におけるコミュニティの課題」（同：13）としては、第1に「“緩やかな絆”による“異質な主体の連合”」としてのコミュニティにすること。そのためにこれからのコミュニティのコンセプトと、コミュニティ協議会に期待する役割として、以下のものを挙げる（同：14）。

- 1) コミュニティ協議会を地域の核と捉える。
 - 2) コミュニティ相互のネットワークによる情報の公開。
 - 3) 行政、企業とのパートナーシップ。
 - 4) 行政とコミュニティ協議会のイコール・パートナーシップ。
 - 5) コミュニティ協議会の役割として、個人をNPO 団体へとつなげるコーディネーター的役割。
- 第2に「コミュニティネットワーク」を形成すること。これは「地域情報ネットワークの形成」、さらに「地域のみにとどまらず広域的なネットワークを図ることにより、より広い視野でのコミュニティの形成がなされ、高齢化、国際化にも対応可能な活動が展開される」（同：16）ことを期待している。

続いて、行政側の現状とその解決方向である。

行政側の現状とその解決方向

『報告書』では、このような「理想と現実のズレがあるとしたら、行政サイドにも責任がある」と率直に反省している。「協議会が必ずしも全住民の代表という性格のものではないにもかかわらず、金は出すけれど、口は出さないというスタンスで館運営のための費用を出し続け、また行政側からの要望の受け皿としてきたことが“コミュニティセンターあってコミュニティなし”という状況を生じさせたことの原因の一つではないか」(同：9)と捉えている。

「町内会を否定しながら、一面では町内会的な指示伝達動員機構として(「口は出さない」という原則があるので及び腰で使っているけれども)都合よく使ってきたのである」(同)。その姿勢の底にあるのは、「館さえ配置しておけばその下に自主、自律、自発性を持った、地域住民を代表する協議会ができるという構造神話は、行政サイドにおいても対住民への働きかけ、市民参加の実現という局面において、限りなく甘く、都合のいいものだったのである」(同)と分析している。

これらを踏まえて行政のこれからの方向としては、「これまでも市民とともに進めてきた武蔵野方式によるコミュニティ活動の原則は、市民による“自主参加・自主企画・自主運営”、行政は“金は出すが口は出さない”という方針で行ってきた。これからも、この原則をさらに徹底し、行政の支援のスタンスとしては、資金援助と活動サポートという側面からの支援ということになる」(同：23)。そこで支援策は具体的には以下のように設定されている(同：24)。

- 1) NPO 団体や先進的な活動をしている団体の情報にアクセスするための体制の整備。
- 2) 活動に必要な情報(人的ネットワーク構築関係を含む)の提供。
- 3) 各コミュニティセンターの空き部屋情報やグループ活動団体の情報にアクセスできるための機器の整備。
- 4) コミュニティ協議会自らがコミュニティ活動の情報を、多様なメディアを使って発信できるような体制整備を進める。

第5期コミュニティ市民委員会への期待

以上から『報告書』はまとめとして次のように述べている。

「これまでにコミュニティの運営に携わってこられた方々のみならず、地域で環境問題や子育て、福祉などの活動に踏み出そうとしている多様な市民、専門家などの参加を得て、新世紀は、誰もが介護や子育てなど、地域社会における「公」的な仕事の担い手であり、また、担われる人でもあるような、豊かな地域社会を築いていくための「場」としてのコミュニティのありようの論議が深められることを期待する」(同)と述べている。

最後に、この職員の報告書は、これらの論議の行われるところとして、「第5期コミュニティ市民委員会」の設置を要望している。

5. 次稿に向けて

21世紀のコミュニティづくりに向けて、「コミュニティ構想」など様々な仕組みのリニューアルが「第5期コミュニティ市民委員会」に期待されている。その委員会がスタートするのは、1999年5月であった。

次稿では、「第5期武蔵野市コミュニティ市民委員会」の設置から、「武蔵野市コミュニティ条例」、「コミュニティ評価委員会」、「コミュニティのあり方懇談会」（コミ研連）、「武蔵野市第4期長期計画」、「武蔵野市NPO活動促進基本計画」、「市民協働ハンドブック」、「第6期武蔵野市コミュニティ市民委員会」などについて検討していく。

引用文献

- 高田昭彦, 1994, 「コミュニティづくりと市民運動——“武蔵野市コミュニティ構想”の草の根レベルでの実現の試み」社会運動論研究会編『社会運動の現代的位相』成文堂。
- 高田昭彦, 2011, 「武蔵野市のコミュニティ政策（基盤整備期）——「コミュニティ構想」に込められた想い」『成蹊大学文学部紀要』第 46 号。
- 松下圭一, 1999, 「回想の武蔵野市計画」（武蔵野市制 50 周年記念シンポジウム講演・1997 年 11 月）『自治体は変わるか』岩波新書。
- 武蔵野市企画部企画課, 1971, 『武蔵野市基本構想・長期計画（昭和 46 年～55 年度）』武蔵野市。
- 武蔵野市企画部企画課, 1974, 『長期計画第一次調整計画（昭和 49～53 年度）』武蔵野市。
- 武蔵野市企画部企画課, 1977, 『長期計画第二次調整計画（昭和 52～56 年度）』武蔵野市。
- 武蔵野市企画部広報課, 1977, 『コミュニティセンターづくりの記録』武蔵野市。
- 武蔵野市企画部企画課, 1981, 『武蔵野市第二期基本構想・長期計画（昭和 56 年～67 年度）』武蔵野市。
- 武蔵野市生活文化課, 1984, 『第 3 期コミュニティ市民委員会報告書』武蔵野市。
- 武蔵野市企画部市民活動課, 1985, 『武蔵野市コミュニティ白書』武蔵野市。
- 武蔵野市企画部企画課, 1988, 『第二期長期計画第二次調整計画（昭和 63～67 年度）』武蔵野市。
- 武蔵野市生活文化課, 1990, 『第 4 期コミュニティ市民委員会報告書』武蔵野市。
- 武蔵野市企画部企画課, 1993, 『武蔵野市第三期基本構想・長期計画（平成 5 年～16 年度）』武蔵野市。
- 武蔵野市職員コミュニティ研究会, 1998, 『報告書：成熟社会におけるコミュニティの在り方』武蔵野市職員コミュニティ研究会。
- 武蔵野市市民部生活文化課, 1998, 『武蔵野市のコミュニティ』武蔵野市。
- 武蔵野市編, 1998, 『武蔵野百年史』（記述編Ⅲ）, 武蔵野市。
- 武蔵野市『市報むさしの』1999 年 4 月 15 日号。
- 武蔵野市編, 2000, 『武蔵野百年史』（記述編Ⅳ）, 武蔵野市。
- 武蔵野市, 2011, 『武蔵野市百年史 統編』（記述編）（昭和 58 年～平成 17 年）。
- 吉田善明, 2009, 「コミュニティ構想策定の頃」（けやきコミュニティセンターで講演、9 月 19 日）

資料

政策定着期の武蔵野市コミュニティ政策年表（次頁）

武蔵野市コミュニティ政策年表（政策定着期）

	国の政策、武蔵野市の基本計画	武蔵野市のコミュニティ政策立案	政策	コミセン活動	コミュニティ活動 (コミュニティづくり)	コミュニティセンターの評価
1982.2				御殿山コミュニティセンターopen（第8号館）、中央コミュニティセンターopen（第9号館）		
1982.3				桜堤コミュニティセンターopen（第10号館）		
1982.9		第3期武蔵野市コミュニティ市民委員会（～1984.9）（委員長：西尾）	コミセンの管理運営、利用基準等の検討。コミセン建設区の増設			
1983.3				吉祥寺南コミュニティセンターopen（第11号館）		
1983.5	土屋正忠市長（4代目）					
1983.12	第2期長期計画第1次調整計画策定開始（西尾）					
1985.1	第2期長期計画第1次調整計画策定（1985～1990）					
1986.10				緑町コミュニティセンターopen（第12号館）		
1987.4				西部コミュニティセンターopen（第13号館）		
1988.1		第4期武蔵野市コミュニティ市民委員会（～1990.11）（勝田）	新コミセンの建設決定。コミュニティづくり「活性化のための特別事業補助金」の提言			
1988.2	第2期長期計画第2次調整計画策定開始（西尾）					
1989.1	第2期長期計画第2次調整計画策定（1989～1994）					
1989.2				吉祥寺西コミュニティセンターopen（第14号館）		
1989.12				けやきコミュニティセンターopen（第15号館）		
1991.10	武蔵野市第3期基本構想・長期計画策定開始（勝田）					
1992.2				本宿コミュニティセンターopen（第16号館）		
1993.3	武蔵野市第3期基本構想・長期計画、市議会で可決（1993～2004）					
1996.2	第3期長期計画第1次調整計画策定開始（勝田）					
1997.2	第3期長期計画第1次調整計画策定（1997～2002）					
1998.9		武蔵野市職員コミュニティ研究会 報告書	コミュニティづくりは壁にぶつかっている。「構想」から考え直して成熟社会に合ったものにせよ。			
1999.5		第5期武蔵野市コミュニティ市民委員会（～2000.7）（高田）	「市民と行政とのパートナーシップに基づくコミュニティづくり」（テーマ）。各主体の役割の明確化。コミュニティ市民条例の提案			
2000.3	第3期長期計画第2次調整計画策定開始（東京）					